

# 地方独立行政法人名護市行政事務機構職員退職手当規程

令和6年8月26日

規程第8号

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名護市行政事務機構職員就業規則（令和6年規則第1号。以下「職員就業規則」という。）第37条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人名護市行政事務機構（以下「法人」という。）の職員に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定める。

## (適用範囲)

第2条 この規程に規定する退職手当は、職員就業規則第2条第1号に規定する職員（以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にあっては、その遺族）に支給する。

## (遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前各号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる退職手当の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給)

第4条 退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならぬ。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

2 法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく労使協定により、法定控除のほか退職手当からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき退職手当の額から、その額を控除して支払うものとする。

3 この規程による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

## (退職手当の支給制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続期間が1年に満たないで退職した者
- (2) 懲戒解雇の処分を受けた者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された者

(退職手当の支給基準)

第6条 職員が退職したときは、次条から第9条までの規定により計算した額を退職手当として支給する。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の額)

第7条 次条第1項又は第9条第1項に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、その退職の日における給料の月額（短時間勤務の職員にあっては給料の日額の20日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の105
- (3) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の110
- (4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (5) 31年以上の期間については、1年につき100分の110

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の額)

第8条 11年以上25年未満の期間勤続して定年退職した者（その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者を含む）に対する退職手当の額は、60歳に達した日における給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項並びに地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当について準用する。

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の額)

第9条 25年以上勤続して定年退職した者（その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者を含む。）に対する退職手当の額は、60歳に達した日における給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の105
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の140
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の240

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の115

2 前項の規定は、25年以上の期間勤続した者で、業務上の傷病又は通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当について準用する。

（退職手当の最高限度額）

第10条 第7条から第9条までの規定により計算した退職手当の額が、退職日給料月額（定年退職した者にあっては、60歳に達した日における給料月額）に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

（期間の端数計算）

第11条 第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の各号の勤続期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。

（勤続期間の計算）

第12条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。

3 前2項の規定による在職期間のうち、次の各号に掲げる期間が1月以上あったときは、それぞれ各号に定める月数を第1項及び第2項の規定により計算した在職期間から除算する。

(1) 休職の期間（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職の期間を除く。） 有給の休職期間にあっては2分の1に相当する月数、無給の休職期間（停職処分を受けた期間を含む。）にあっては全部の月数

(2) 育児休業（出生時育児休業を含む。）及び介護休業をした期間 その期間の2分の1に相当する月数（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については3分の1に相当する月数）

(3) 育児短時間勤務月及び介護短時間勤務月 その月数の3分の1に相当する月数

（退職手当の増額）

第13条 職員が法人による勧奨に応じて退職した場合は、退職日給料月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を第6条の支給基準による退職手当の額に加算することができる。

（退職手当の減額）

第14条 職員が、諭旨解雇の処分を受け退職する場合には、第6条の支給基準による退職手当の額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第15条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第4項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、当該退職に係る退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第16条 退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、法人に対する住民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止めの処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知すべき内容を法人の掲示板に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき職員に到達したものとみなす。

4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（退職手当の返納）

第17条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、又は在職期間中の行為に関し懲戒解雇の処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全額を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当の全額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、別に定める。

（支給基準）

第18条 この規程に定める退職手当の支給基準は、社会一般の情勢に応じて改定することができる。

（補則）

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

1 この規程は、理事会の承認した日から施行し、令和6年8月1日から適用する。  
（勤続期間の計算の特例）

2 令和6年10月に法人に採用される職員が、この規程の施行の日の前日において次に掲

げる職員に該当する場合には、第11条の規定にかかわらず、その者に係る勤続期間の計算については、別に定める。

- (1) 名護市において申請等関係事務（地方独立行政法人名護市行政事務機構定款第17条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に従事していた会計年度任用職員
- (2) 名護市において申請等関係事務に従事していた窓口業務等一部民間委託の受託者に雇用されていた者